

産業廃棄物処分量許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社 環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 平成 28 年 3 月 22 日
許可の有効年月日 令和 3 年 3 月 21 日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理 (造粒固化)

産業廃棄物の種類

【造粒固化】汚泥 (無機性汚泥に限る。) (水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等, 判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 造粒固化施設

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路 1184 番地 平成 21 年 8 月 14 日設置
汚泥 240 m³/日

(2) 保管施設

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路 1184 番地 108 m² 汚泥 (無機性汚泥に限る。) 158 m³ 2.75m

(3) 造粒固化施設 (移動式)

県内全域 (広島市, 呉市及び福山市の区域を除く。)

(駐機場所 広島県広島市佐伯区五日市町石内笹原 10460 番地 18 号) 平成 29 年 12 月 22 日設置
汚泥 1200 m³/日

(4) 造粒固化施設 (移動式)

県内全域 (広島市, 呉市及び福山市の区域を除く。)

(駐機場所 広島県広島市佐伯区五日市町石内笹原 10460 番地 18 号) 平成 31 年 2 月 26 日設置
汚泥 1200 m³/日

3. 許可の条件

移動式の造粒固化施設については, 次のとおりとする。

- (1) 造粒固化施設の稼働は, 汚泥の排出事業所内に限る。
- (2) 造粒固化施設からの汚水は, 直接公共用水域に排出しないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 28 年 3 月 22 日 更新許可
平成 29 年 12 月 22 日 事業の用に供する施設の変更
平成 31 年 3 月 7 日 事業の用に供する施設の変更
平成 31 年 3 月 11 日 業の一部廃止
平成 31 年 4 月 16 日 事業の用に供する施設の変更
令和 元年 11 月 6 日 氏名の変更

5. 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 有